## 投稿論文

## 「国語」, 国家と移民政策 台湾の帰化テスト政策の形成を中心に

許之威 京都大学大学院

#### キーワード:移民統合,帰化テスト,「国語」

本稿は、台湾の帰化テスト政策の形成過程を中心として、国家の言語である「国語」や国家、移民政策の関係を検討する。帰化テストとは、外国人の帰化あるいは永住権取得にあたって、移民の言語能力や国家に関する知識を移民受入れ国が評価するテストである。これまでの帰化テストについての研究は、欧米の事例に基づき、帰化テストの正当性を問うものが大半だが、本稿は帰化テストと「国語」との関係を検討することにより、帰化テストの機能を問うことを目的とする。

台湾の帰化テストは2005年に導入され、外国人配偶者の「国語」の学習状況の改善を目的とした。しかし、台湾政府は帰化テストを移民の帰化にあたっての必須条件とはせず、移民における台湾の言語の運用能力を重視していない。台湾政府にとって、帰化テストは、欧米諸国の多くにみられるような移民規制を強化する手段ではなく、一部の移民を対象とする社会統合、そして政府主導の多言語主義を実現する道具なのである。

帰化テストは国民の結束を強化し、他者を排除する措置ではなく、むしろ実施者の意図に合わせて活用される政策手段であることを本稿は明らかにした。本研究の意義は帰化テスト研究の中で、東アジアの新たな事例を解明することにより、新たな局面を開いた点にある。

## 1 はじめに

本稿は、台湾の帰化テストの制度形成を中心に、国家の言語である「国語」と移民、国家の移民政策の関係を検討するものである。

帰化テストとは、外国人の帰化 (国籍取得)、あるいは永住権などの公民権取得の申請プロセスにおいて、申請者の言語能力や国家の歴史、文化や理念の理解能力を測定し、評価し判定するテストである。最も早く帰化テストを制度化したのは、移民国家を自認するアメリカである。これは1917年に始まったもので、2011年現在では、英語のリスニング・ライティングそしてスピーキング能力を測定する英語能力テスト、及びアメリカの歴史・政治制度・文化の理解度を測定する公民知識テスト (Civics Test) の2部より構成されている。

ヨーロッパ諸国の多くも帰化テストを実施している。帰化テストの導入や、移民の言語習得と直接に関わる「統合コース」の実施は、ほとんどが1990年代の終りから始まっている。例えば、オランダは1998年に成人移民を対象とする言語教育や国家の歴史文化教育プログラムとしての「統合コース」を開始し、2003年に帰化テストを本格的に発足させた。2010年の時点では、少なくとも19のEU加盟国

が帰化テストを実施している (Goodman, 2010a)。

これまでの帰化テストに対する研究は、主に2つの側面から行われてきた。一つは帰化テストの設問や評価方式に目を向け、各国による帰化テストの出題範囲や分野、または各設問の妥当性に対する考察で、帰化テストの改良を目的としている(cf. Reva & Derwing, 2005; Möllering, 2009)。もう一つは、帰化テストを政治的・社会的文脈に位置づけるものであり、帰化テストという制度自身の正当性と合法性を論じるものである。

帰化テスト制度の正当性と合法性についての、欧米の研究者の意見は次のようにまとめられる。まず、帰化テストの導入は、多文化主義の棄却、単一民族・単一文化に基づく同化主義の強化を表す(Farida & Spittles, 2009)。また、これは国民国家が移民をコントロールする道具として活用されており(Etzioni, 2007)、移民排除政策のイデオロギー的手段と見なされる(Löwenheim & Gazit, 2009)。さらに、帰化テストは移民政策と帰化に関する国家理念との結合として、受入れ国の国家意識を再構築する働きがある(Carrera & Guild, 2010)。一方で批判だけでなく、帰化テストの導入は帰化プロセスを明確にするもので、移民の統合意欲を向上させる働きとして評価する声もある(Koppenfels, 2010;Hansen, 2010)。

欧米諸国を除けば、台湾は帰化テスト制度を実施している数少ない国家の一つである。台湾はヨーロッパ諸国とほぼ同じ時期、すなわち1999年に「統合コース」を、2005年に帰化テストを開始した。これまでの帰化テストについての議論は、台湾の帰化テストの政策形成の過程やその導入の背景を取り上げるものではない。そこで本稿では、欧米諸国とは異なる歴史的経路を歩んできた台湾で導入される帰化テストを取り上げ、その形成過程や背景を論じ、台湾の帰化テストの機能を検討したい。

以下では、まず台湾の歴史的・政治的背景を概略し、1945年から2000年までの台湾の移民政策を振り返り、その上で台湾の帰化テストの政策形成の過程を検討し、移民政策における「国語」の役割を帰化テストの関連から解明し、そして帰化テストの機能を考察する。

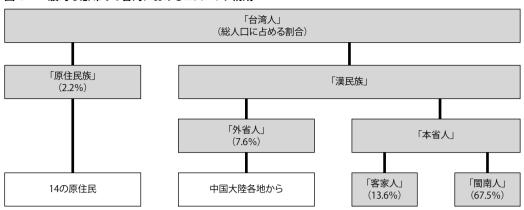
## 2 多言語・多民族国家としての台湾

公式の国名は「中華民国」である台湾(英語の国名はRepublic of China: R.O.C)は、多言語・多民族国家である。17世紀前半にオランダなどヨーロッパ列強は台湾を植民地化し、中国大陸の沿岸部在住の漢民族を労働者として雇い入れ、彼らを台湾に移住させた。それ以降、台湾では先住民族に加え、中国大陸から移住した漢民族も増加していった。その後台湾は鄭成功が樹立した鄭氏政権(1662~1683年)、清王朝(1683~1895年まで台湾を領有)の統治を経て、19世紀末に日本帝国の植民地(1895~1945年)に編入された。

1945年に日本による植民地統治が終了し、台湾に移住していた日本人のほとんどは日本本土に引き上げた。ところが、中華民国政権は中国大陸で行われた中国共産党との戦争に破れ、1949年に台湾に拠点を移した。中華民国(台湾)政府は、中国共産党の支配する中国大陸を依然として自らの領土として宣言しつつ、アメリカの支援を得て冷戦時代を凌ぎ、今日まで台湾を実効統治している。

このように独自の歴史的経路を歩んできたため、台湾の民族構成は多様である(図1を参照)。

#### 図1 一般的な意味での台湾におけるエスニック構成



注:引用の人口割合数値は行政院客家委員會(2011)による。

現在の台湾における民族は、主に16世紀以前から台湾に住んでいる14の先住民族\*1,そして17世紀前後から1950年頃までに中国大陸から移住してきた漢民族系の移民から構成されている。一方、台湾の憲法はチベット、モンゴル地域を自国領土としており、それらを独立国として認めていないため\*2、台湾政府は内閣にチベット・モンゴル事務を扱う部門を設置しており、極めて少数ではあるが、モンゴル族、チベット族の住民を台湾のエスニシティーの一つとして認めている\*3。

政治家やマスコミ報道,一般市民の認識によると、「台湾人」とは一般的に、主に14の先住民族の総称である「原住民族」、そして台湾の法体系では民族としての地位が認められていないものの、実質上は支配的地位を占める漢民族の2つのカテゴリーによって構成されている。漢民族系住民の中には、17世紀頃から1945年までに台湾に移住してきた「本省人」と、1945年から1950年までに台湾に移住してきた「外省人」がいる。さらに「本省人」の中にも、中国大陸の福建南部から移住してきた福建系の「閩南人」と、広東・福建を中心とする地域から移住してきた客家系の「客家人」の2つのカテゴリーがある。

ただし、これまで多用されてきた、いわゆる「本省人」、「外省人」、「閩南人」または「客家人」の4カテゴリーも、一般論に基づく主観的な分類に過ぎない。例えば、2011年に成立された「客家基本法」の第2条では、「客家人」の定義を「客家系の血縁を持ち、あるいは客家とのつながりがあり、または自らを客家人と考える者」と定義するように、「客家人」を含む前述した4カテゴリーは自己認識に基づいて構築された概念なのである。

各民族・エスニックグループはそれぞれ独自の言語を持っている。現在、台湾で話されている主要な言語は、それぞれの先住民族が話す諸言語のほか、「閩南人」を主要話者とする「閩南語」、「客家人」を主要話者とする「客家語」、そして1926年当時にまだ中国大陸を支配していた中華民国政権が「マンダリン」に基づいて制定した、国家を代表する言語である「国語」が話されている。台湾の「国語」とは、社会言語学的な観点からみれば、現在中華人民共和国の共通語として「普通話」と称し、日本では「中国語」と呼ばれる言語の一変種である。

1945年以降,台湾に移ってきた中華民国政権は「国語」を唯一の行政言語としながら、成人教育、学校教育やメディアに対する管理や統制を通じて、台湾における「国語」を普及し、「国語」による言語統合によって絶大な成功を収めてきた。その結果、今日の台湾では「国語」が実社会において他の言語

より明らかに優位に位置づけられている(行政院客家委員會,2011)。一方で台湾では1990年代後半から、政治の民主化に伴い、「国語」による言語的一極支配が批判されている。2001年度に開始した小学校における第二言語としての「閩南語」、「客家語」、そして先住民族諸言語の教科化などの取組みにおいては、「国語」以外の言語の復権の兆しも少しずつではあるが認められる。

## 3 1945年以降の台湾政府の移民政策

これまで台湾は、世界の中で主要な移民送出し国として数えられたことはない。確かに台湾では 1970年代から、国民の海外移住が注目されるようになってきたが、移住者は留学生や一部の富裕層 に限られ、アメリカを中心とした海外へ向けられていた。

ところが、それ以前に、台湾政府は政府主導の集団的海外移民政策を構想していたことがある(行政院、1969)。過剰な人口に危機感を持っていた台湾政府は、1960年代からアメリカの支援を得て、受胎調節を中心とした人口政策を推進し、移民政策も人口政策の一部と考えたのである。そして、台湾は海外に在住する中国系住民の「真の祖国」であると任じ、「華僑政策」により在外中国系移民の支持を仰ぐのだが、彼らの「帰国」定住に対しては、消極的な態度を見せた(范, 2005)。

台湾政府は移民を人口過剰問題の対策の一つと考えたにもかかわらず、実際には国民の海外移住を推し進めることはなかった。なぜなら、国民の海外移住を自由化すると、アメリカをはじめ海外の先進国へと高度人材や、資金、技術の流出が起こり、台湾経済を弱体化させかねないからである。また国外への移住によって、中国と対抗するため国民の求心力を高めようとする軍事政権の正統性も揺らぎかねない(立法院、1988:73-76)。

1980年代後半には、民主化と同時期に、中産階級を中心とする国民の海外移住が社会で話題となった。台湾政府は、この時、移民斡旋業者の規制に重点を置く移民対策の検討を開始したものの、「移民は推奨しない」という態度を崩していない(立法院、1998:183-232)。また、2004年には台湾の副総統(副大統領、任期は2000年5月~2008年5月) 呂秀蓮が台風7号による水害の被災者(その多くは先住民族)を中南米に集団移住させる提言をしたが、官民双方の不評を買った。これを考慮すると、実際のところ台湾の集団移民は不可能に近いといえる。

台湾政府の移民政策は、最初の移民法案としての「入出國及移民法」(出入国及び移民に関する法律)が施行された1999年まで、表1に見られるように推移してきた。

1990年代まで台湾政府の検討した移民政策は、国民の海外移住だけを対象としており、海外から台湾への移住に関しては欠落している。台湾政府は移民受入れに積極的ではなく、1996年まで、台湾から海外へ移出する人口が、台湾に移入してくる人口を上回っていたのである(内政部戸政司HP)。しかし1980年代末の規制緩和期から、海外からの移住者が徐々に増えてきた。1987年11月に緩和された中国への渡航制限は中台間の交流を盛んにし、中台間の人口移動にも拍車をかけている。台湾政府は原則として、中国人の台湾への渡航を禁止しているが\*4、中国人が、台湾の国籍と戸籍を同時に所有している「台湾人」と結婚することで、台湾への移住・定住は増えており、移民の受入れは現実にすでに始まっている。

表 1 2000年までの台湾政府の主な移民政策

時期別	年	政策名	内容
1912~1949 中華人民共 和国成立前	1947	「中華民國憲法」第108条第16項	中央政府の責務:移民と辺境拓殖
1949~1987 軍事統治期	1969	「中華民國人口政策綱領」 (中華民国の人口政策指針)	第14条:「移民方案を策定する。国内の地域間人口移動を計画的に実施し、または海外移民へ指導する。」
1988~2000 規制緩和期	1988	行政院 (内閣) 会議の決議 (監察院, 2007:3)	内閣は外国の移民制度や移民法を参考にし,国の移民政策 制定を開始する。
	1990	「我國現階段移民輔導措施」 (「現段階における我が国の移民 支援措置」)	移民政策の主な内容:第1に,正確な海外移民情報の提供。 第2に,集団移民の計画。第3に,海外移住予定の国民に 言語教育と生活技能教育の提供。
	1992	「加強推行人口政策方案」 (「人口政策推進強化計画」)	移民, 国境管理, 査証, 外国人管理の推進のために, 移民法の検討, 移民管理機構の設立を次の政策目標とする。
	1999	「入出國及移民法」 (「出入国及び移民法」)	国境管理と移民政策の法制化 第42条:政府の海外移住国民への保護,支援,指導,教育提供の義務 第44条:政府または民間団体による集団移民の実施が可能 第46条:移民斡旋業者の管理について

1989年には、経済界の要請によりブルーカラー外国人労働者の受入れが始まり\*5、留学生やホワイトカラー外国人労働者、外国人配偶者などニューカマーの台湾への移住や定住も徐々に増えている。その中で台湾人の外国人配偶者はもっとも増加している。2011年7月現在、台湾に在住している外国人は441,316名で、台湾総人口の1.9%を占めている。その中で、ブルーカラーの外国人労働者は353,745名であり、外国人登録者数の80.2%を占めている。また、2011年7月現在、台湾在住の外国人配偶者は女性37,138名、男性8,565名の合計45,703名であり、外国人登録者数の10.3%を占めている(内政部入出国移民署HP)\*6。

ところが、台湾憲法は依然として中国大陸(また香港・マカオ・チベット及びモンゴルなどの国・地域)を自国領土と考えるため、それらの国や地域の出身者を法的な「外国人」と扱うことは憲法違反の恐れがある。その結果、台湾政府の公表した「外国人」に関するいかなる統計にも、台湾在住の中国人が含まれていない。したがって台湾の法体系は、中国人をはじめ、香港・マカオ・チベットなどの地域の出身者を「外国人」とは別のカテゴリーで対処している。

台湾政府は、2000年頃から移民の受入れや統合に注目し始めている。その時から、「移民」という用語はもはや国民の海外移住を指すのではなく、海外から台湾への移住を指すようになった。だが、移民が人々の注目を集めると同時に、移民は「問題」として議論されるようになる。

## 4 帰化テストの政策形成の過程

2004年11月,移民や国籍,戸籍業務を所管する台湾政府の内政部(日本の総務省に相当)は立法院(国会)に「国籍法」修正案を提出した。この修正案は、主に外国人の帰化に際して帰化テストに合格する条件を追加するものであった。内政部によれば、帰化テストの第一の実施理由とは、「アメリカなど多くの国の法律を参酌すると、それら国の法律にはほとんど基本的な言語能力の所持、国民として

の権利義務規定の理解が外国人の帰化要件とされている」(立法院,2004)。そして、帰化を希望する外国人は少なくとも数年間は台湾で居住しているため、台湾の言語が理解できると考えられたのである\*7。また、帰化テストの実施により、外国人に台湾の言語を学習する動機づけを高めることができ、さらに、外国人配偶者の「統合コース」の受講意欲を押し上げることが可能になると考えた(立法院,2004)。つまり台湾政府は、帰化テストを移民の言語学習の動機づけのためと位置づけているのである。

なぜ移民にとって言語学習が重要なのだろうか。台湾では、第二次大戦後まもなく、国民を対象とする「国語」統合を目的とし、義務教育制度の一環として国民補習教育制度が実施された。そして台湾政府は、1991年に国民の識字率を短期間に上げるため、国民補習教育制度を活用して、72時間を一期とする成人基本教育クラスを開設した。1990年代において、一部の移民は台湾政府の想定した「国民」ではないにもかかわらず、すでにこの国民補習教育と成人基本教育制度で行われた識字教育を受講していたが、それはあまり注目されなかった。しかし農村部の移民支援団体は、外国人配偶者の日常生活における最大の問題が、中国語(つまり「国語」)の話せない、書けないことであると考え、地元の小学校の協力を得て、これまで国民だけを対象とした成人基本教育制度を活用して、台湾で初めての外国人配偶者のための識字教育クラスを1995年に開設した(夏、2002)。これによって、移民の「言語問題」が台湾社会で初めて明らかになったのである。

そこで1999年に台湾政府は国会の決議を受け、外国人配偶者の言語能力と社会生活への適応能力を強化するため、外国人配偶者を対象とする「統合コース」を開始し(内政部、1999)\*8、2002年から外国人配偶者のための「成人基本教育」クラスを開設するなど、移民教育としての「統合コース」の実施を本格化させた。しかし、当時は「統合コース」の受講は任意であったため、外国人配偶者の受講者は少なく、この施策は批判された。そこで支援団体、活動家は台湾政府に、「統合コース」受講の義務化を求めた(婦女權益促進發展基金會、2001)。台湾政府は「統合コース」の受講状況の低調を認めるが、その最大の原因を国際結婚家族による、外国人配偶者に対する受講妨害ととらえていた(内政部、2003)、台湾政府は移民の在住実態を知るために2003年に基礎調査を実施した。この調査によれば、移民は「統合コース」の受講を希望し、外国人配偶者は言語の学習機会を希望している(内政部、2004)\*9。この調査は、外国人配偶者の受講を義務づける「統合コース」実施に強力な論拠を提供したのである。

このように台湾政府は、外国人の帰化、すなわち国籍取得の資格要件の中での「基本的な言語能力」の基準の設定によって、帰化申請者の大多数を占める外国人配偶者の「統合コース」の受講率が向上することを強く期待している。その結果、それ以降台湾に帰化を希望する成人移民は、台湾に一定期間住所を有すること、犯罪歴のないこと、自立できる財産を持つことなどの要件に加えて、帰化テストの合格を含めた意味での「基本的な言語能力」と「国民の権利義務に関する基本的な常識」を備えるという要件も満たさなければならなくなった。台湾政府はその「基本的な言語能力」と「国民の権利義務に関する基本的な常識」を次のように定義する。

日常生活において他人と会話し、意思疎通を図る能力を持ち、社会における一般的な情報を得ること(内政部、2005)。

台湾政府は、帰化を希望する移民にこの「基本的な言語能力」と「国民の権利義務に関する基本的な常識」の有無を「帰化テスト」(台湾では「歸化取得我國國籍者基本語言能力及國民權利義務基本常識測驗」と呼んでいるが、本稿では「帰化テスト」を略称とする)の成果によって認定する。次のように台湾の帰化テストの概要をまとめることができる。

#### 表 2 台湾の帰化テスト制度概要

試験対象	全ての申請者(ただし、一定時間以上の正規学校教育あるいは「統合コース」の受講歴があれば、受験免除になる)			
試験内容	国民の権利義務に関する基本的な常識			
出題範囲	公開された220問の中からのランダム抽出 (20問)			
試験方式	筆記試験 (選択式), あるいは口頭試験 (問答式) のいずれか			
試験言語	筆記試験:「華語」(「国語」の別名)の書記体系で出題*10	口頭試験:「華語」,「閩南語」,「客家語」, または 先住民族諸言語のいずれか		
試験時間	30分			
合格基準	一般申請者:70点 国民の配偶者,または国民の元配偶者であり,離婚後にも未成年子女の保護者である者:60点 65歳以上の申請者:50点			
評価方法	筆記試験:正答率	口頭試験:常識(正答・誤答) 言語能力(流暢・普通・不十分)		
試験実施	年4回			
受験費用	1 回につき500台湾ドル			

台湾の帰化テストは次の点を特徴とする。まず、帰化テストには免除条項があり、受験は必須ではない。台湾政府は帰化テストに加えて、正規の学校教育や「統合コース」、その他の教育コース・講座での一定時間以上の受講も「基本的な言語能力」の認定基準に定めている。特に現時点では外国人配偶者の場合、「統合コース」を含め、国または地方自治体の主催・後援するその他の教育コース・講座で72時間以上を受講すれば、「基本的な言語能力」を有すると国に認定される\*11。そこで、実際のところ帰化テストの受験を選択した帰化申請者は少なく、2006年度から2011年7月現在まで、帰化テストの受験によって帰化した申請者は全体の18.7%に過ぎない(内政部戸政司HP)。すなわち80%以上の帰化申請者が他の認定方法を選択したのである\*12。

次に、台湾の帰化テストでは、言語能力テストは行われず、帰化申請者が受けるのは一般常識テストのみである。しかもこの一般常識テストは、筆記試験あるいは口頭試験のいずれか一つを受験すればよい。

第3に、台湾の帰化テストは、国語以外にも、いまだ公用語と認められていない「閩南語」、「客家語」や先住民族の諸言語も試験の対象言語に含めている。ちなみにアメリカは世界で一番早くから帰化テストを導入した。そこでは英語が公用語ではないにもかかわらず、英語を帰化テストの唯一の試験の対象言語と規定している。

第4に、台湾の帰化テストの出題範囲は、法律、ビザ、就労、消費者保護、家庭内暴力、納税、医療保健、福祉などの情報に偏重し、歴史や文化など国家の価値観に関わる問題を含まない。

第5に,台湾の帰化テストの受験費用は低廉に設定され\*13,また,再受験の回数を制限していな

い。それに対してアメリカの帰化テストは再受験の回数を1回にとどめており、帰化希望者は2回目の 帰化テスト受験に合格しなければ、それ以降帰化を申請することができない。

## 5 帰化テストとは何か

#### (1) 国語の役割

前章で、台湾政府にとって帰化テストの実施に関わる最重要の目的は、「統合コース」の受講率の向上であると検証した。一方、台湾の「統合コース」の対象は外国人配偶者と中国人配偶者であり、2011年現在、中国人と香港・マカオ地域の出身者を含まない。台湾在住の外国人配偶者は外国人登録者数の10%に過ぎない\*14。では、帰化テスト政策が、ブルーカラー外国人労働者などその他の外国人を実質上の対象と定めないのは、外国人配偶者以外の外国人には「言語能力不足」という問題がないと認めているためだろうか。

これまで、移民の言語権は、移民自らの属していると思う出身集団の言語を学習し・使用する権利だけでなく、移住先で広く使用される言語、つまり国語を学習し、使用する権利も含むと考えられてきた(木村、2006)。しかも後者の権利は、民主主義国家において幸福追求権や、教育権などの基本的人権に基づいて保障されるべきだと考えられている(佐藤、2008)。もし外国人配偶者に移住先の国語の運用能力不足という問題があり、そのため国家が外国人配偶者のために「統合コース」などの政策手段を講ずるのであれば、なぜ他の移民は政策対象から除外するのだろうか。

台湾政府の官僚によれば、在住外国人の80%を占めるブルーカラー外国人労働者自身は言語学習の動機が乏しく、しかも彼らの帰化は法律による制限を受けているため、彼らを「統合コース」の対象にする必要はない\*15。また、社会運動に強い関心を持つ与党の国会議員は、ブルーカラー外国人労働者の「言語問題」は雇用者(仲介)の責任であり、国家の責任ではないと主張している\*16。

この一方で帰化が可能となるホワイトカラー外国人労働者の場合はどうなるだろうか。2000年度から2010年度まで台湾国籍に帰化した移民の中で、外国人配偶者の割合は97.8%であり、一般帰化を行った移民は2.2%に過ぎない(内政部戸政司HP)。台湾政府官僚によれば、ホワイトカラー外国人労働者の多くは、台湾国籍に帰化するよりも、言語能力を資格要件としない台湾の永住権取得を選択するという\*17。彼らの言語学習と統合コースの受講は任意であり、台湾政府は彼らを「統合コース」の対象として考えていない(監察院、2007:8)\*18。つまり、台湾政府と社会は、移民には言語能力不足の問題があると宣言する一方で、「移民」を実際のところ限定的に考えているのである。

しかし、このような移民のとらえ方は台湾独自のものではない。「欧州委員会 (European Commission: EC)」(2004)によれば、EU加盟国の国籍を持つEU市民は、EU圏内の外国に移住しても「移民」として扱われるわけではない。つまり、EU諸国にとって、EU圏外出身の外国人だけが「移民」なのである。また、各国の政策を検討すると、移民の選別も行われている。例えばオランダでは、EU市民のほか、アメリカ、カナダ、スイス、また日本などからの移民は「統合コース」の対象から除外されている。またベルギー (フランドル)では、博士号を持つ者、研究者、高度技術者などの移民は国の移民統合政策の対象とならない (Carrera、2006)。さらに、オランダ政府は、移民のオランダ語運用能力は、彼らの入国時のオランダ語レベルとの相関性が高いと述べ、2006年に「入国前テスト」制度を導入した。つまり、移民は在留資格申請にあたってオランダ語テストに合格しなければ、入国が許さ

れないのである。しかも、その対象となる移民は、外国人配偶者、家族滞在ビザ申請者そしてムスリム組織のリーダーに限定されるのである(Michalowski, 2007)。

移民統合の実現に向けて、移民自身が国語の習得や、またはその国家の価値観や文化の尊重、法律の遵守に責任を負う一方で、国家はそれに対して対策を講ずるべきだとする相互的プロセスが重視されている(Federal Office for Migration and Refugees (BAMF)、2007:5)。しかし、実際に受入れ国は、移民の国語運用能力を重視しない。ほとんどの移民受入れ国では一部の移民に国語学習を要求することから、「統合コース」や帰化テストなど移民の国語運用能力に関わる政策の実施目的は、必ずしも移民全体の国語能力の向上ではないことがわかる。台湾政府の外国人帰化業務担当者は、台湾政府の導入する「統合コース」と帰化テストの実施の真意を次のように証言している。

私たちの本意は、(外国人配偶者が)教室に行くことにあります。外国人配偶者、例えばベトナムからの花嫁は台湾に嫁いでくると、ほとんど家庭に束縛されます。……(家庭を)離れてから、彼女たちは(教室で)誰と出会えるのでしょうか。それは、彼女たちと同様に、故郷を後にした外国人配偶者です。……教室での学習状況はともかく、私たちは(帰化の要件としての)『時間数』だけを見ていますから。……料理、運転免許なども認めますよ。私たちは彼女たちが……台湾に来てから中国語(「国語」の別名の一つ)、台湾語(「閩南語」の別名の一つ)を話す人(国際結婚家庭のメンバーを指す)ばかりと一緒にいて欲しくないですね。しばらく同じ出身地の人と喋って、「ね、貴方の故郷の誰さんはいつになったら来るの!」とか、もしかしてそれは彼女たちが台湾でもっと落ちついた暮らしをしていくための機会となるでしょう。私たちはこれを最も望ましいと考えているのです\*19。

この証言から、帰化テスト政策が外国人配偶者の言語学習の支援というよりも、移民の台湾での生活の定着により社会的安定を目的とすることがわかる。そのため、台湾政府は「統合コース」のカリキュラムや教材を指定していない。しかも、「華語文能力測験 (TOCFL)」がすでに台湾政府の外郭団体によって開発されたにもかかわらず、台湾政府は今後いかなる形の言語運用能力検定の実施や言語能力評価制度の導入も「不可能」と明言している\*20。このような方針はさまざまな批判を受けたが (cf. 何&丘, 2009)、台湾政府には現在の政策を変更する予定はない。これに対して教育部の社会教育部門長官は、外国人配偶者の社会における役割は家庭の維持、特に子育てが重要であると述べる。したがって彼らは言語学習に対する意欲が低く、政府も配偶者の言語学習に必要性があると考えていない、とその理由を正当化する。また、言語運用能力検定の導入は、かえって外国人配偶者の受講意欲を低下させかねないとも述べる\*21。

台湾はもちろん、ヨーロッパ諸国も、外国人配偶者を含む婚姻移民や家族移民を言語政策の主要な、あるいは唯一の対象としている(Goodman, 2010b)。外国人配偶者は受入れ国の国語学習を希望しているのだろうか。国内在住のその他の移民は国語を必要としているだろうか。各国の官僚による発言の中にその答えを発見することはできない。国語の役割は常に、移民受入れ国の政策目的に沿って変わるのである。

#### (2) 帰化テストの機能

多くの国の帰化テスト制度は、移民に国語の運用能力を要求すると共に、受入れ国の歴史や文化に対する知識も評価する。Orgad (2010) は、近年導入されたヨーロッパ諸国の帰化テストが受入れ国の歴史や文化に関する知識を問うことから、この制度の導入は、欧米以外の地域からの移民、特にムスリムを排除する装置だと批判する。また帰化テストの存在自身が制約のあるものである、と何人かの研究者も批判している(Carens, 2010; Kostakopoulou, 2010)。本稿は、帰化テストの本質が制約を課すことにある点には同意するものの、排除的であるかどうかは各国の文脈から判断する必要があると考える。

他国に比べた場合、台湾の帰化テストの目的は必ずしも排他的なものではない。その理由は何だろうか。

まず、台湾政府が最も排除したいと考えている移民は、帰化テストの対象ではない。特殊な国際政治上の環境に対応するため、台湾は複雑な国籍や住民管理制度を用いている。台湾憲法は、依然として中華人民共和国の支配下領土を自国の一部と考えているため、法的に中国人を「外国人」と見なすことができない。そこで、やや混乱を招く表現になるのだが、台湾にとっての中国人は台湾の国籍を持たない点で、台湾の国民ではないが、「外国人」でもなく、特殊なステータスを持つ者と規定される。したがって中国人は台湾国籍取得にあたって「国籍法」による帰化の手続きを通す必要がない。しかし、移民が台湾において国民としての公民権を取得する場合、国籍のみならず、戸籍も取得しなければならない\*22。そこで中国人移民は帰化プロセスにおいて台湾国籍を必要としないものの、中国国籍を放棄し、台湾戸籍を取得しなければならない。そして中国人は台湾戸籍を取得すると同時に、台湾国籍も自動的に取得するのである。このような点で、中国人移民は台湾の帰化テスト制度の対象ではないのだ。

2011年7月の時点で、台湾に在住する中国人配偶者数は303,459名であり、同時期の外国人配偶者数より多く、台湾総人口の1.3%を占めている\*23。中国人の台湾国籍取得には帰化の手続きを通す必要がないが、台湾政府は中国人移民を別の法的根拠によって帰化テストの対象とすることもできる。それではなぜ中国人移民は帰化テストの対象ではないのか。台湾政府は、その理由を直接にはっきりと説明していないが、「同様に中国語を話している」ためという見方が一般的である(立法院、2005)。

しかし、台湾政府は中国人移民の台湾戸籍取得に対して、「外国人」より遥かに厳しい資格要件を求めている\*24。「台湾人と中国人の結婚は法律により制限することができませんが、政府の政策方針として台湾人と中国人の結婚に賛同しません」と公言する政府閣僚すらいた(立法院、1993:141-142)。台湾にとっての中国人移民は、言語や文化が最も近い「他者」であり、最も排除しようとする「他者」でもある。

しかし台湾政府はこの身近な他者を排除しようとの欲望を持っているが、政治上の配慮があるため、欧米諸国のように帰化テストの制度化によってそれを満足させることはできない。言い換えるならば、排除しようとする他者が存在しないため、帰化テストを排除的なものにする必要がないのである。

また,近年の台湾では、中華民国政権が1926年に中国大陸でマンダリンに基づいて制定し、台湾で普及を進めてきた「国語」の威信に翳りが見られる。台湾憲法は「国語」についての規定がないが、「法院組織法」(「裁判所法」)などの法律には、「国語」の使用を規定する条項が散見される\*25。台湾の法律は、「国語」を明確に規定していないが、それはマンダリンに基づいて制定され、教科言語である

「国語」と一致すると考えられている。

第二次大戦後、台湾政府の「国語」による統合は極めて高い成果を収めている。ところが、1980年代以降の民主化運動の展開に伴い、「国語」の威信は他言語の復権により揺らいでいる。2000年には、国会では少数野党の主導により、公共交通機関でのアナウンスが「国語」のほか、「閩南語」と「客家語」または先住民族の諸言語で行わなければならないとの法律が可決され、台湾における「国語」以外の言語の地位が一部の分野において、初めて確認された\*26。2003年には、これまで「国語」の地位に疑問を持ってきた民進党政権は、さらに国内の全ての言語の「平等」をめざす「語言平等法」(言語間の平等を保障する法律)案を国会に提出した。この案では、従来の「国語」が国家を代表する言語、つまり国語としての地位から降ろされ、東南アジアと北米などの地域を含む全世界の華人の言語を指す「華語」と改称され、「閩南語」(この案では「台語(Ho-lo語)」、つまり「台湾語」と称す)、「客家語」や先住民族の諸言語と並列されるようになった。「語言平等法」の提案は、この台湾の4つの主要言語の法制上の平等を目的とするもので、これまで「国語」の持ってきた支配的地位を突き崩す意図もある。しかし結局、この「国語」に対する公然たる挑戦は、国会の多数派の反対を受けて成立しなかった。

続いて2005年、台湾政府は帰化テストの発足にともなって、「国語」の地位にもう一度揺さぶりをかけ、台湾の国内諸言語の「平等」を目指し、この企図は成功を収めた(立法院、2005)。台湾の帰化テストでは、国家を代表する言語としての絶対的地位を持つ「国語」が、台湾で話される主要言語の一つとしての「華語」に換わられた。しかも、この「華語」は公用語ではなく、従来の言語統合政策では抑圧の対象であった「閩南語」や「客家語」そして先住民族の諸言語と同じ地位に引き下げられた。そして移民は受験に際し、その中のいずれかを選択することもできる。つまり、国家を代表する言語としての「国語」は台湾の帰化テストにおける試験の対象言語にならずに、実質上の国語である「華語」が、複数の試験対象言語の一つとなったのである。言い換えれば、台湾の帰化テストにおいて、移民は台湾の「国語」が全くわからずとも、台湾の国籍を取得して「台湾人」になることが可能なのである。そして、帰化テストの受験を必須条件としない台湾では、「国語」や「閩南語」、「客家語」そして先住民族の諸言語を含めて台湾社会で使用されている言語のいずれも全く理解しない移民でさえも「国民」になることができるのである。

帰化テスト導入の背景には、移民受入れ国における国民の結束性の強化や、すでに「統合した」国家としての自己イメージの再構築に対する欲求があると言われている(Joppke & Morawska, 2003)。欧米諸国の帰化テストは、ほとんどの場合、国語を対象言語としており、テストの出題範囲もかなり国家の理念を反映するものとなっている。しかし台湾の場合、「国語」は移民統合の手段ではなく、国家の理念に関わる問題も完全には出題範囲に入っていない。帰化テストは、「すでに統合された」受入れ国の結束性の要請に応じて生まれるとは限らない。むしろ中国との距離の取り方、そして国家の理念のあり方について必ずしも明確な立場を取ることのできない台湾の事例が示すように、統合されていない国家でも活用しうる政策手段となるのである。

## 6 おわりに

本稿では、台湾の帰化テストの制度形成を振り返ることを通じて、移民の「国語」能力と移民統合政策の関係を再検討した。台湾の帰化テストは、ヨーロッパ諸国とほぼ同じ時期に導入されたが、台湾

の歴史的・政治的背景はヨーロッパ諸国と異なるため、異なる様相を示している。台湾政府は帰化テストの導入により、台湾に在住する移民の「国語」能力の向上を期待すると公言したが、真の目的は外国人配偶者を対象とする社会統合の促進にある。台湾における帰化テストの実施は、国民の結束を強化し、他者を排除することを目的とするのではなく、むしろ台湾を「国語」による一極支配から多言語国家に変容させようとする政策手段であるのだ。

本稿の考察を通じて、欧米諸国と比べた場合、台湾を含めた東アジア諸国の移民受入れは後発と言えるものの、各国は必ずしも欧米の政策に追従するのではなく、各国の歴史的・政治経済的環境を踏まえて各自の移民政策を実施していることが判明した。東アジアにおける移民政策研究は、われわれに新たな研究の可能性を示唆するものだ。

- \*1 2011年9月現在、台湾政府は14の「原住民族」(先住民族)を認めている。14の「原住民族」については、「行政院原住民族委員會」の HP (ホームページ、以下同)を参照されたい。
- \*2 憲法上の制限と一部の政治家からの反対意見にもかかわらず、台湾政府は2002年にモンゴルの首都ウランバートルに 外交組織を設置し、モンゴルを実質的に独立国として認めている。しかもそれからは、モンゴル国籍を所有する者を台 湾のエスニシティーではなく、実質上、外国人と扱っている。
- \*3 2011年9月の時点で、台湾在住のモンゴル人(モンゴル国籍)は356人である(入出国及移民署HP)。一方で台湾在住のチベット族は約485人(そのうち台湾国籍所持435人、外国籍50人)である(行政院蒙藏委員會HP)。
- \*4 台湾と中国の間における権利義務関係を規定する「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」(台湾と中国大陸間の人的交流に関する法律)第10条第1項:「大陸地區人民(つまり香港・マカオ地域以外の中華人民共和国領域内出身者)の入境は、台湾政府の許可を取得しなければならない」。なお、本稿では原則として、この法的概念としての「大陸地區人民」を「中国人」とする。言い換えれば、本稿では「中国人」を、「香港・マカオ地域を除く中華人民共和国領域内出身者」とする。
- \*5 1989年に台湾政府は一部の大企業にブルーカラー外国人労働者の導入を認め、1992年に関連法案を成立させた。現在のところ、台湾政府はタイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシア、モンゴル (導入人数順)の6カ国政府と契約し、これらの国のブルーカラー外国人労働者を、海運業、漁業、工業、またはホームヘルパーに従事させるために導入している。ブルーカラー外国人労働者は、仲介を通じて台湾で仕事に就き、自らの意思で雇用主を変更することができない。彼らは最長で9年間は台湾で働くことができる。ただし、ブルーカラー外国人労働者として台湾に居住する期間は、一般帰化の資格要件(在住5年以上)に該当しない。
- \*6 台湾に帰化した者を除く、2011年7月現在、台湾在住の45,703名の外国人配偶者の中で、ベトナム人は22,323名で最多となり、タイ人は5,823名で2番目となり、続いてインドネシア人は4,693名、フィリピン人は2,942名、日本人は2,237名である。なお、1987年1月から2011年7月末までに台湾に帰化した外国人配偶者は102,208名である。そのうち、ベトナム出身者は63,194名となり、続いてインドネシア出身者は22,369名であり、カンボジア出身者は4,104名、フィリピン出身者は4,057名である。2008年には年間12,983名の外国人配偶者が台湾に帰化したが、それ以降人数は2011年の5,662名まで減ってきた。
- \*7 一部帰化テストの実施を反対する意見に対して、台湾政府の官僚は直ちに「アメリカでも実施している」と反論し、帰化 テストの正当性を主張した(『蘋果日報』「政府修《國籍法》訂語言檢定標準」、2004年11月19日)。台湾政府にとってア メリカの帰化テストは、帰化テスト導入の正当性を裏づけるものにほかならない。
- \*8 「統合コース」とは英語の"Integration Course"の日本語訳である。一部の国は成人移民向けの「統合コース」を通じて自国の国語教育や自国の歴史、文化などの教育プログラムを実施している。台湾では一般的に、このような「統合コース」は「生活適應輔導班」(生活適応指導クラス)、「成人基本教育研習班」(成人基本教育クラス)あるいは識字クラスと呼ばれている。
- \*9 その調査の結果によれば、2003年まで「統合コース」を受講した経験のある外国人・中国人配偶者は全体の9.3%に過ぎない。にもかかわらず、外国人配偶者の69.4%と中国人配偶者の19.2%は何らかの形で言語教育を希望している。

- \*10 近年、マンダリンを母体とする「国語」は「華語」に改称されることがある。
- \*11 一般帰化の場合では200時間とされている。
- \*12 2006年度から2011年7月現在まで、帰化により台湾国籍を取得した者は56,146名であり、そのうち帰化テストの合格者は10.521名である。
- \*13 台湾の帰化テストの受験費用は500台湾ドルであり、2011年11月22日の時点では約16.50米ドルに相当する。しかもその他の帰化手続きの費用は約2,000台湾ドルに過ぎない。それに対してアメリカの場合、帰化テストの受験費用を含む帰化手続きは680米ドルであり、台湾の約8.2倍になっている。
- \*14 厳密に言えば、台湾の「統合コース」の対象者は、シンガポール、香港・マカオを除く東南アジア諸国や中国出身の外国人配偶者に限定される。それは、「統合コース」の広報資料が「国語」(「中国語」または「華語」に呼ばれる場合もある)、英語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、そしてカンボジア語によるものだけであることからもわかる。
- \*15 教育部社会教育部門の長官へのインタビューによる(2011年2月11日,台湾台北市)。
- \*16 インタビューによる (2011年2月17日,台湾台北市)。
- \*17 内政部入出国及移民署移民政策部門の長官へのインタビューによる(2011年2月17日、台湾台北市)。
- \*18 内政部国籍行政部門の長官も筆者のインタビューでこのように明言した(2011年2月17日、台湾台北市)。
- \*19 内政部国籍行政部門の長官へのインタビューによる(2011年2月17日,台湾台北市)。
- \*20 教育部社会教育部門の長官へのインタビューによる(2011年2月11日,台湾台北市)。
- \*21 教育部社会教育部門の長官へのインタビューによる(2011年2月11日、台湾台北市)。
- \*22 すなわち、台湾では国籍ではなく、戸籍の有無で実質上の国民としての身分を判別していることになる。そのために一般的に「華僑」と呼ばれる者のような、台湾国籍を持つものの、台湾の戸籍を有しない「国民」が台湾で外国人と見なされる。
- \*23 ただし1945年から1950年の間で中国大陸から台湾に移住していた国民と区別するため、台湾では「中国人配偶者」を1987年以降の渡航規制緩和以降に台湾に移住してきた者と規定している。
- \*24 外国人配偶者は台湾に4年以上居住すれば帰化申請できるものの、2009年の法律改正案の成立まで、中国人配偶者の戸籍取得希望者は台湾に8年以上に居住しなければならず、中国人配偶者の台湾定住には人数のクオータが設けられており、就労権も制限されていた。2009年以降、中国人配偶者は台湾に6年以上居住すれば戸籍取得が可能となり、定住許可のクオータ、就労権などの制限も大幅に緩和された。しかし台湾在住の中国人は、依然としてその他の在住外国人に比べて、台湾の法律により多くの権利が制限され、差別を受けている(監察院、2010)。
- \*25 「法院組織法」第97条:「裁判所では国語を使わなければならない」。
- \*26 「大眾運輸工具播音語言平等保障法」(公共交通機関での音声放送における言語間の平等を保障する法律)第6条: 「公共交通機関では『国語』のほか、『閩南語』、『客家語』での音声放送も流さなければならない。その他の先住民族言語での音声放送は、管理責任者が各地域に在住する先住民族のエスニック背景及び地域の特徴を考量する上で組み入れる。なお馬祖地域では、『閩北語(福州語)』での音声放送を入れなければならない」。

#### 《参考文献》

#### 中国語(台湾)

- · 内政部, 1999『外籍新娘生活適應輔導實施計畫』
- · 内政部, 2003『外籍與大陸配偶照顧輔導措施專案報告』
- ・内政部,2004『九十二年外籍與大陸配偶生活状況調査』
- ・内政部,2005『歸化取得我國國籍者基本語言能力及國民權利義務基本常識認定標準』
- ・内政部戸政司HP内『近10年外國人為國人配偶歸化 (取得) 國籍人數統計表 (按國籍及年份分)』(http://www.ris.gov.tw/37#item7, 2012年1月11日アクセス)
- ・内政部戸政司HP内『歸化測試案件統計表 (按年月及縣市分)』(http://www.ris.gov.tw/37#item7, 2012年1月11日 アクセス)
- ・内政部戸政司HP内『國籍變更統計表 (按國籍變更項目及年月分)』(http://www.ris.gov.tw/37#item7, 2012年1月 11日アクセス)
- ・内政部入出國及移民署HP内『外籍配偶人數與大陸 (含港澳) 配偶人數』(http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/182516134349.xls, 2011年11月20日アクセス)

- ・内政部入出國及移民署HP内『外僑居留人數統計表』(http://www.immigration.gov.tw/public/Attachment/182310422833.xls, 2011年11月20日アクセス)
- ・立法院、1988「院會記録」『立法院公報』77巻92期、73-76
- ・立法院、1993「委員會記録」『立法院公報』82巻18期、140-158
- ・立法院、1998「委員會記録」『立法院公報』87巻45期、183-232
- ・立法院、2004『立法院第五届第六会期第十一次會議議案関係文書』政1-政6
- · 立法院, 2005「委員会記録」『立法院公報』94巻38期, 49-69
- · 行政院, 1969『中華民國人口政策綱領』
- ・行政院客家委員會,2011『99年至100年全國客家人口基礎資料調査研究』
- ・行政院蒙藏委員會HP内『在台藏胞人口』(www.mtac.gov.tw/pages/86/5.pdf, 2011年11月15日アクセス)
- ・何青蓉&丘愛鈴, 2009「我國新移民識讀教育政策之問題評析與前瞻」『教育與社會研究』18期, 1-31
- · 范雅梅, 2005『論1949年以後國民黨政權的僑務政策:從流亡政權, 在地知識與國際脈絡談起』國立臺灣大學社會學研究所
- · 夏曉鵑, 2002 『流離尋岸』 台灣社會研究雜誌社
- ・婦女權益促進發展基金會,2001『財團法人婦女權益促進發展基金會國際婚姻(外籍新娘)實務工作座談會會議記録』「國際婚姻與外籍新娘座談會」会議記録 (http://office.wrp.org.tw/Uploads/%7B78E16CFB-4EE8-4680-A8CF-56488447E91E%7D\_%E5%9C%8B%E9%9A%9B%E5%A9%9A%E5%A7%BB%E5%A4%96%E7%B1%8D%E6%96%B0%E5%A8%98%E5%AF%A6%E5%8B%99%E5%B7%A5%E4%BD%9C%E5%BA%A7%E8%AB%87%E6%9C%83%E6%9C%83%E8%AD%B0%E8%A8%98%E9%8C%84.doc,2011年11月21日アクセス)
- ・監察院、2007「我國移民政策與制度總體檢案調查報告(二)」『監察院公報』第2585期、3-45
- ・監察院、2010『趙委員昌平、李委員炳南調査、為我國政府賦予大陸籍配偶之法律地位、是否違反「公民與政治權利國際公約」、「經濟社會文化權利國際公約」、及憲法關於基本人權之保障等規範乙案』調査報告0980800494号 (http://www.cy.gov.tw/sp.asp?xdUrl=./di/edoc/eDocForm\_Read.asp&ctNode=910&AP\_Code=eDoc&Func Code=t01&case id=099000178、2011年11月13日アクセス)

#### 日本語

- ・木村護郎クリストフ,2006「『共生』への視点としての言語権一多言語的公共圏に向けて」植田晃次=山下仁編著『「共生」の内実一批判的社会言語学からの問いかけ』三元社,11~28頁
- ・佐藤潤一,2008「多文化共生社会における外国人の日本語教育を受ける権利の公的保障」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』1,1~30頁

#### 英語

- Carens, J. 2010, The most liberal citizenship test is none at all, in Baubock, R. and Joppke, J. (eds), *How Liberal are Citizenship Tests?*, RSCAS 2010/41, pp. 19-20
- Carrera, S. and Guild, E., 2010, Are Integration Tests Liberal? The "Universalistic Liberal Democratic Principles" as Illiberal Exceptionalism, in Baubock, R. and Joppke, J. (eds), How Liberal are Citizenship Tests?, RSCAS 2010/41, pp. 29-34
- Carrera, S., 2006, A Comparison of Integration Programmes in the EU: Trends and Weaknesses, *Challenge Research Paper* (1)
- Etzioni, A., 2007, Citizenship Tests: A Comparative, Communitarian Perspective, *The Political Quarterly* 78 (3), pp. 353-363
- European Commission, 2004, Common Basic Principles for Immigrant integration Policy in the European Union (http://www.enaro.eu/dsip/download/eu-Common-Basic-Principles.pdf, September 10, 2011)
- Farida, F. and Spittles, B., 2009, The Australian Citizenship Test: Process and Rhetoric, *Australian Journal of Politics and History* 55(4), pp. 496-512
- Federal Office for Migration and Refugees (BAMF), 2007, Integration in Germany (http://www.integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration/Publikationen/02-integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutschland.de/nn\_284544/SharedDocs/Anlagen/EN/Integration-in-deutsch

- deutschland-e.html, September 16, 2011)
- · Goodman, S. W., 2010a, Naturalisation Policies in Europe: Exploring Patterns of Inclusion and Exclusion, EUDO Citizenship Observatory (http://eudo-citizenship.eu/docs/7-Naturalisation%20Policies%20in%20Europe.pdf, September 7, 2011)
- · Goodman, S. W., 2010b, Lost and Found: An Empirical Foundation for Applying the 'Liberal Test', in Baubock, R. and Joppke, J. (eds), *How Liberal are Citizenship Tests?*, RSCAS 2010/41, pp.35-38
- Hansen, R., 2010, Citizenship tests: an unapologetic defense, in Baubock, R. and Joppke, J. (eds), How Liberal are Citizenship Tests?, RSCAS 2010/41, pp. 25-28
- · Joppke, C. and Morawska, E., 2003, Integrating Immigrants in Liberal Nation-States: Policies and Practices, in Joppke, C. and Morawska, E. (eds), *Toward Assimilation and Citizenship: Immigrants in Liberal Nation-States*, pp. 1-36
- Koppenfels, A. K. V., 2010, Citizenship tests could signal that European states perceive themselves as immigration countries, in Baubock, R., and Joppke, J. (eds), *How Liberal are Citizenship Tests?*, RSCAS 2010/41:11-14
- Kostakopoulou, D., 2010, What liberalism is committed to and why current citizenship policies fail this test, in Baubock, R., and Joppke, J. (eds), *How Liberal are Citizenship Tests?*, RSCAS 2010/41, pp. 15-18
- · Löwenheim, O. and Gazit, O., 2009, Power and Examination: A Critique of Citizenship Tests, *Security Dialogue* 40(2), pp. 145-167
- Reva J. and Derwing T. M., 2005, The unmaking of citizenship education for adult immigrants in Canada, *Journal of International Migration and Integration* 6(1), pp. 61-80
- · Möllering, M., 2009, Citizenship Testing and Linguistic Integration in Australia and Germany, in Zeitschrift fur Interkulturellen Fremdsprachenunterricht [Online] 14(2), 16 S. (http://zif.spz.tu-darmstadt.de/jg-14-2/beitrag/Mollering5.htm, November 22, 2011)
- Michalowski, I., 2007, Reception models in Germany, France and the Netherlands: Concept and effectiveness of integration programmes for newcomers, *Documentos CIDOB Migraciones* 12, pp. 67-90
- Orgad, L., 2010, Five Liberal Concerns about Citizenship Tests, in Baubock, R. and Joppke, J. (eds), How Liberal are Citizenship Tests? RSCAS 2010/41, pp. 21-24

# National Language, Nation and Immigration policy

## The making process of the citizenship test in Taiwan

Chih-Wei, Hsu Kyoto University

#### key words; Citizenship Tests, Immigration-integration, National language

In this article, I re-examine the relationships among nation, national language and immigrant integration using the case of the Citizenship Tests (CTs) in Taiwan. The CTs are tests that immigrant-receiving countries hold to examine proficiency in the National language and the knowledge of National values in the precedence of naturalization and permanent residency application. Until now most studies have focused attention on CTs in the Western world.

The CTs in Taiwan, whose purpose is to encourage marriage-immigrants to study the national language of Taiwan, was introduced in 2005. However, in this examination, I found that the Taiwanese government does not pay any attention to the proficiency of the National language and the knowledge of National values of immigrants and de facto makes no requirement regarding National language and the knowledge of National values in the procedure of naturalization. The CTs in Taiwan are not used as an instrument for immigration control as is the case in many Western countries, but as a political measure for the regime's own purpose.

In this article, I revealed the CTs that are not always measures for excluding the undesired others. By introducing a non-western case, the major significance of this article is to bring a new thinking for the study of the CTs.